

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、企業理念と経営指針を基本として、収益力の向上を図り、株主およびその他の全ステークホルダーに配慮しつつ、企業価値を高めることを企業経営の中心課題と捉えております。

このような目的を継続的に維持向上するために、日常的な業務執行を律する規範としてコーポレート・ガバナンスを経営の中心課題として捉え、リスク管理とコンプライアンスの徹底による内部統制の充実により、株主および投資家または利害関係者等からの厚い信頼を得られるよう経営努力していく所存あります。

当社グループにおいては、ステークホルダーからの信頼確保に向け、経営の健全性・透明性・効率性を高めるという視点に立ち、最適なコーポレート・ガバナンスの整備・構築を目指しております。

当社グループは、本社においては「執行役員制度」を導入し、経営機能と執行機能の分離・強化を推進することで経営の健全性と効率性をより高めるとともに、社外取締役を招聘し取締役の監督機能の強化と透明性の確保に努めております。

また、監査役は、内部監査部門である内部監査室並びに会計監査人と相互の連携を図りながら、取締役の業務執行に関する監査を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社服部	5,316,000	21.29
服部信治	1,000,000	4.00
服部弘信	484,000	1.94
株式会社SBI証券	451,200	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	371,000	1.49
奥田周二	304,300	1.22
日本証券金融株式会社	292,400	1.17
株式会社合田工務店	280,000	1.12
株式会社明和	280,000	1.12
山下良久	261,600	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記大株主の状況は、平成28年6月30日付の株主名簿によるものであります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

6月

業種

不動産業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
安齋 敏雄	他の会社の出身者									△			
矢島 光範	他の会社の出身者											△	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安齋 敏雄	○	—	現在、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれること、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役並びに独立役員に選任しております。
矢島 光範	○	—	当社の社外取締役として、総合商社での日本並びに海外での経験を生かし、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を今後において貢献が見込まれること、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役および独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会と監査法人は四半期に1度レビュー時に会議を持つほか、事業年度の初めには年間監査計画を提出しております。また、代表取締役と監査法人のレビュー時にも常勤監査役は立ち会っております。常勤監査役と内部監査室は、月に1度の打合会を定例とし、その他必要に応じて会議を持っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
椎熊正大	他の会社の出身者													○
八重樫徹也	他の会社の出身者													○
柳宗一郎	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
椎熊正大		――	金融機関における豊富な経験と建設業界勤務による不動産業界全体への包括的理 解にもとづき、当社の監査体制の一層の強化を望めることから監査役を依頼しております。
八重樫徹也		――	当社の取引先に長年就業し、豊富な経験と業界に対する知識を有していることから、監査役を依頼しております。現在は取引先から退職しており、同社とは関係しておりません。
柳宗一郎		――	日本電信電話公社(現NTT)をはじめとして大企業の管理畠を歴任した視点で、当社の経営を強化することから監査役を依頼しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

取締役のうち、独立役員の資格を充たす者を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、取締役(社外取締役を除く)並びに従業員に対しこれまで6回のストック・オプションを付与致しており、取締役に対するストック・オプション付与は、平成17年10月28日開催の臨時株主総会、平成18年4月28日開催の臨時株主総会、並びに平成22年9月24日開催の第13回定時株主総会にて決議されました。現在これらの決議において承認された付与残数のあるものはありませんが、従業員であった伊賀田秀基が一昨年の第17回定時株主総会において取締役に就任致しておりますことから、50,000株が付与残数であります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

中長期インセンティブとして取締役(社外取締役を除く)、執行役員および当社グループ従業員に対し、ストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)報酬等の種類別の額

・取締役(社外取締役を除く) 報酬等の総額 107百万円(内訳:基本報酬 105百万円、ストックオプション 1百万円) 対象となる役員の員数 8名
・監査役(社外取締役を除く) 報酬等の総額 15百万円(基本報酬 15百万円) 対象となる役員の員数 3名

(2)報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

該当者なし

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専任のスタッフは置いておりませんが、社外取締役については社長並びに管理本部長及び財務経理部長より適時に社内情報を提供しており、社外監査役に対しては内部監査室並びに管理本部のスタッフにより、適時要請に応じてサポートいたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

取締役会

当社の取締役会は、議決権者として取締役8名(うち社外取締役2名)で構成されており、当社の重要事項を決定し、取締役並びに執行役員の業務の執行状況を監督しております。取締役会には、経営監視を主たる目的として監査役3名(うち社外監査役3名)も同席しており、定時取締役会として毎月1回、年12回の取締役会を開催し、会社の業務執行に関する意思決定機関として、経営の妥当性、効率性および公正性等について適宜検討し、法令および定款に定められた事項、並びに重要な事項は全て付議され、業績の状況とその対策および中期的な経営課題への対処についても検討しております。また、定時取締役会のほかに、四半期決算における決算取締役会や株主総会後の新取締役による取締役会並びに迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合等に、逐次臨時取締役会を開催し、十分な議論の上で意思決定を行っております。なお、平成28年6月期に開催された臨時取締役会は10回でした。

監査役会

当社は、定款の定めにより監査役会を設置しております。監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されており、監査方針、業務の分担等の策定を行うとともに、その方針および分担にもとづいて行われた各監査役監査並びに監査法人監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行っております。監査役会は、定時取締役会の同日に定例監査役会を開催するとともに適時必要に応じて臨時監査役会を開催いたし

ております。監査役は取締役会およびその他の重要な会議に出席し、取締役の法令・定款遵守状況の把握に加えて、各取締役からのヒアリング等を実施する他、稟議書や関係資料の閲覧を通して業務監査および監査法人監査の正確性・妥当性・有効性、監査法人の報酬の妥当性を検討するなど、監査役監査を実施しております。

執行役員制度

当社は、執行役員制度を導入することで経営機能と執行機能の分離・強化を推進し、経営の健全性と効率性をより高めております。

執行役員は管理本部並びに都市開発事業本部の2本部の長からなる常務執行役員と取締役会において全部門長のなかから選任されます。

現在、常務執行役員2名、執行役員3名が選任されております。

常務会

常務会は、平成27年6月期より一層のコーポレートガバナンスの徹底を図るために設置いたしました。代表取締役社長に取締役常務執行役員2名を合わせた3名で構成され、議題により常勤監査役も同席いたします。原則として週1回以上開催し、業務遂行の状況確認とともに、会社経営の基本方針並びに中長期経営計画等、業務執行の基本となる内容について、予算委員会からの上程予算並びに取締役会への上程内容について意見交換をすることを目的としております。

部長会

部長会は、代表取締役に全部門長並びに内部監査室長で構成され、常勤監査役の立ち会いのもと毎週1回開催しております。日常業務上の問題点や業務の進捗状況の確認をテーマとして、意見交換を活発に行い、経営上のコンセンサスと効率化を上げております。

内部監査室

内部監査室は、監査法人並びに監査役会と緊密に連携を取り、監査法人とは四半期に1度のミーティング、監査役会とは常勤監査役との月に1度の定時連絡会を実施しております。内部監査室は、内部監査担当部門として全部門を対象に年度計画にもとづく業務監査並びに内部統制上の評価を実施し、監査結果を報告するとともに、被監査部門に対し、改善事項の指摘・指導を行うなど、内部統制の有効性の向上に努めております。

各種委員会

当社は、予算委員会・コンプライアンス委員会を中心として、必要に応じて内部統制委員会・危機管理委員会・リスク委員会・賞罰委員会を開催し、法令遵守の徹底を根幹とした企業経営の正当性を全取締役並びに従業員に啓蒙し、市場のニーズに答える企業風土の形成に努力しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、不動産業界特有の各種法令並びに業界慣例等専門分野での経験並びに知識を有し、当社ビジネスモデルを代表取締役と共に構築してきた上場以前からの取締役に加え、上場会社として必要である各種法令や経験・知識を有する取締役・部門長を確保して経営の効率化を図ってまいりました。また、本体制を補完するために監査役に関してはすべて社外監査役としており、平成28年9月開催の第19回定時株主総会において2名の社外取締役を選任しております。

このように、当社では執行役員制度を導入し、常務会・部長会および各種委員会を設置することにより、経営の健全性と効率性をより高めるとともに、社外監査役並びに社外取締役の招聘により、取締役の監督機能の強化と透明性の確保に努めております。

また、監査役は、会計監査人および内部監査部門である監査室と相互の連携を図りながら、取締役の業務執行に関する監査を実施していることから、コーポレート・ガバナンスの体制を十分に図ることができると判断し、現在の体制を選択いたしております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
その他	当社は、株主の参加をしやすくするために株主総会を午後に開催いたしております。また、事業報告並びに財務諸表の報告については、映像による分かりやすい詳細な説明を心がけております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに1回、地方都市での個人投資家向けの説明会を開催してまいりました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算ごとに年4回決算説明会を開催いたしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・四半期報告書・有価証券報告書・臨時報告書・株主総会招集通知・株主通信・決算説明会資料・適時開示資料をホームページに掲載いたしております。 http://www.urbanet.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する質問をホームページで受け付け、3営業日以内の回答をしております。	
その他	1. 機関投資家のニーズに対応するため、沈黙期間を除く期間において、機関投資家からの問い合わせ並びにOne On OneやSmall Meetingに積極的に応じております。 2. 個人投資家のニーズに対応するため、四半期ごとに代表者の対談方式によるビデオ配信をいたしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、日本において活動の場が少ない立体アートを勉強する学生だけを対象にした、コンペティション(アート・ミーツ・アーキテクチャー・コンペティション)を年1回開催しており、本年で15回目となります。 また、当社は東日本大震災以降、みちのくYOSAKOI祭りへの協賛を続けるとともに、国連UNHCR協会を経由して人道的支援を行なっており、平成27年6月期はネパール大地震被災者への支援を行いました。また、平成28年6月期は熊本地震被災者への支援を行いました。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業理念と経営指針を基本として、収益力の向上を図り、株主およびその他の全ステークホルダーに配慮しつつ、企業価値を高めることを企業経営の中心課題と捉えております。このような目的を継続的に維持向上するために、日常的な業務執行を律する規範としてコーポレート・ガバナンスを経営の中心課題として捉え、リスク管理とコンプライアンスの徹底による内部統制の充実により、株主・取引先・従業員、その他全ステークホルダーからの厚い信頼を得られるよう経営努力していく所存であります。

内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社の基本方針である「企業理念」「経営指針」「行動指針」にもとづき、取締役および使用人が法令、定款、当社諸規程および社会倫理を遵守するようコンプライアンス規程を制定し、コンプライアンスの周知徹底を図ります。
- (2)諸規程で各部門の権限と責任を明確に定義し、相互牽制が有効に機能する組織体制を整備し、内部統制の強化を図ります。
- (3)内部監査室は、各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、定期的に取締役会および監査役会にその結果を報告します。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)文書管理規程にもとづき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電子媒体に記録し、適切に保存および管理します。
- (2)当該情報については取締役または監査役が常時閲覧出来るように保存および管理を行います。

3. 損失の危機管理に関する規程その他の体制

- (1)各部門の業務執行に係るリスクの管理はリスク管理規程にもとづき当該部門が行い、全社的もしくは組織横断的なリスクの管理はリスク管理委員会が行います。
- (2)内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役および監査役に報告し、必要に応じて改善策の審議・決定を取締役会等において行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、取締役および執行役員による機動的な業務執行を図るため、職務分担を定期的に見直し、権限体系および意思決定ルールを整備するとともに、内部牽制機能を確立するため各組織の権限や責任者の明確化を推進し、コーポレート・ガバナンスを強化します。
- (2)定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行います。
- (3)業務運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画および各年度予算を立案するとともに、その進捗管理を徹底し、その状況を定期的に取締役会へ報告させ効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていきます。

5. 監査役の独立性の高い職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役は、監査業務に必要と考える部門の使用人に対して、監査業務に必要な事項を指示し、内部監査室および指示を受けた使用人はこれに全面的に協力します。
- (2)当該使用人は、その職務の執行に関して取締役の指揮命令は受けないものとします。

6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役および使用人は、監査役からの求めに応じて、隨時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。
- (2)取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合や、監査役があらかじめ取締役と協議して定めた事項は遅滞なく報告するものとします。

7. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するために、取締役会などの重要な会議に出席する他、稟議書等を閲覧します。
- (2)代表取締役は、定期的に監査役と会合を持ち、会社が対処すべき課題等について意見や情報の交換を行います。
- (3)監査役は、会計監査人、内部監査室との意見や情報の交換に努め、連携して監査の実効性を確保します。

8. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法およびその他の法令の定めに従って、財務報告に係わる内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

9. 会社の組織の内容

当社は、独立機関である内部監査室を別として全部門を2本部制で統括し、本部間での相互牽制を徹底しております。
事業部門を統括する都市開発事業本部の直轄グループとして常務執行役員である都市開発事業本部長のもとに業務推進グループを設置し、本部内を横断的に管理するとともに、都市開発一部・都市開発二部・企画建設部・企画開発部の4部門を2名の執行役員および2名の部長が分掌しております。

管理部門を統括する常務執行役員である管理本部長の直轄として、IT担当並びにIR担当を置くほか、総務部・財務経理部の2部門を執行役員1名と部長1名が分掌しております。

10. 内部統制システムの整備状況

当社は、平成19年10月より内部統制委員会を発足して以来、内部統制システムの整備に取り組み、各種規程を常に法令変更並びに経済状況に合わせて見直すとともに、コンプライアンス委員会・予算委員会・リスク管理委員会等の各種委員会を設置して、業務基準書作成等の内部管理体制を内部監査室並びに監査役会とも連携して整備しております。
また、IT全社統制にもとづき、社内サーバーを専門会社が運営するデータセンタに業務委託し、各クライアントやソフトについても統一し、各従業員の個別パソコンの監視ソフトに加えサーバーへのアクセス件の徹底により全社的セキュリティ強化を完了しております。

平成20年7月より、監査法人と一体となって内部統制システムの運用を開始し、以来平成28年6月期までに、内部統制システム監査における監査法人の指摘事項はありません。

11. 個人情報保護に関する当社の考え方

当社は、従来卸売(B to B)を事業の中核に据えていたこともあり、個人情報については従業員数を含めて非常に少ない状況でしたが、昨今の個人情報流出のリスクの高まり並びに平成27年3月に小売り・サービス(B to C)を事業とする100%子会社アーバネットリビングを設立したこともあり、平成28年6月期初頭より個人情報保護の徹底に注力しております。現在、既にデータ化して管理本部並びに総務部以外には読み込みが不可

能であった従業員情報に加え、今まで紙ベース管理であった取引先名刺についても業務委託によるデータ化・一本化をほぼ完了致しました。また、子会社に移管致しました保有賃貸物件の賃借人情報並びに分譲物件のデータ化も進捗しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらとの係わりのある企業、団体、個人とはいからなる取引も行わないとする方針を堅持いたしております。

また、反社会的勢力との関係排除のため全取引先の反社会的勢力チェックを実施するとともに、全従業員への啓蒙活動を実施し、全社的に法令遵守を徹底しております。

整備状況

当社グループは、新規取引先希望会社・新規賃借人希望者・分譲購入希望者については、全て総務部において反社会的勢力チェックを徹底しております。

また、現取引先につきましても、1年に1度の再チェック体制を進めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

当社では、管理本部長の管理のもと、当社全部門および子会社からの情報を管理本部に集約し、適時開示規則および関係諸法令にもとづき、管理本部・総務部並びに財務経理部にて適時開示の必要性について協議を行い、開示の判定を行っております。

開示判定後、開示の必要性がある決定事実および決算に関する情報については常務会にて管理本部長が議案として検討し、開示すべきとされた場合は取締役会の決議後に、また、開示の必要性がある発生事実に関する情報については、速やかに、総務部にて開示手続きを行っております。

